

医政発0112第2号  
職発0112第2号  
社援発0112第2号  
老発0112第2号  
平成29年1月12日

都道府県知事  
政令市・中核市長  
地方厚生(支)局長  
都道府県労働局長 } 殿

厚生労働省医政局長  
厚生労働省職業安定局長  
厚生労働省社会・援護局長  
厚生労働省老健局長  
(公印省略)

「「経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定に基づく看護及び介護分野におけるフィリピン人看護師等の受入れの実施に関する指針」等について」の一部改正について

「経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定」に基づき我が国に入国するフィリピン人看護師、フィリピン人介護福祉士、フィリピン人看護師候補者及びフィリピン人介護福祉士候補者の受入れの仕組み及びその運営に関する基本的事項の留意点等については、「「経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定に基づく看護及び介護分野におけるフィリピン人看護師等の受入れの実施に関する指針」等について」(平成20年11月6日医政発第1106012号、職発第1106003号、社援発第1106004号、老発第1106007号)により示しているところである。当該通知については、今般、本日付けで「経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定に基づく看護及び介護分野におけるフィリピン人看護師等の受入れの実施に関する指針の一部を改正する件」(平成29年厚生労働省告示第8号)が告示され、平成29年4月1日から適用することとされたことを踏まえ、別添1の新旧対照表のとおり改正し、平成29年4月1日から別添2を適用することとしたので、御了知願いたい。